

令和6年(行ウ)53号

原告 竹内浩史

被告 国

2024年10月16日

名古屋地方裁判所民事1部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

新 海



意見書

- 1 私は90年に名古屋市民オンブズマンに加入し、94年から全国市民オンブズマン連絡会議の事務局長をつとめています。

本訴訟の原告である竹内浩史氏は、2003年に裁判官に任官するまで、私たちとともに名古屋市民オンブズマンのメンバーとして、多くの住民訴訟等に携わってきました。私は竹内さんの市民オンブズマンでの活動を通して、この訴訟の意義について意見を述べたいと思います。

- 2 竹内氏が携わった多くの市民オンブズマンによる訴訟のなかでも、とりわけ、竹内氏の姿勢を強く体現した訴訟は、愛知県議会議員選挙と名古屋市議会議員選挙の投票価値の不平等を理由とする選挙無効訴訟でした。憲法で保障されるはずの投票価値の平等が実現されていないことを、自らを原告として、裁判所を通じて正そうという強い意思のもと、訴訟を提起したのです。

憲法的価値が世の中でないがしろにされている時、「いつか、だれかがこれを正すことを期待して待つ」のではなく、自らが制度を用いることで是正しよう、という、この訴訟に現れた竹内氏の意思は、市民オンブズマン活動の考え方の基本でもあります。それは、スウェーデンを発祥の地とし、制度として確立された「オンブズマン」という

権威者による問題の是正を求めるものではありません。市民自らが主体として行政を監視し、権威ではなく法制度を的確に用いることで、憲法の価値を行政に実現させていく、という自立した市民の活動なのです。だからこそ「市民」が冒頭につくオンブズマンなのであり、それを実現するため、竹内氏は市民オンブズマンに加わったのです。

- 3 竹内氏が中心となって遂行した市民オンブズマンとしての訴訟は、投票価値の平等を求める選挙無効訴訟だけでなく、上下水道工事の談合に基づく契約に対し、悪しき慣行と言われ続けてきた談合が違法であるとして、不当に形成された契約金の返還を企業に求める住民訴訟、名古屋市会の閉会中に、議会の委員会を市長の諮問機関である「部会」とし、「部会」に支給された費用弁償の違法性を訴えることで議会の監視機能の回復を目指した住民訴訟など、いずれも社会に大きな影響をあたえ、部会制度の廃止や不当に形成された落札率を低下させるなど、問題の改善を促してきました。これはすべて、市民オンブズマン活動の成果となり、90年代後半に行政の透明化を一気にすすめる原動力となりました。
- 4 竹内氏は裁判官任官に際して、市民オンブズマンからの脱退を最高裁判所に約束したため、任官以降の市民オンブズマン活動には一切携っていません。しかし、問題に対して向かい合い、法によって問題解決に努力する、という姿勢は、裁判官になってからも変わっていないことを、私は彼の著書『「裁判官の良心」とはなにか』（甲1）に見ることができました。竹内氏は同書の『憲法が期待する「良心的裁判官」』の章で「①まず、仮に法律が無かったとしたら、どっちを勝たせるべき事案か、自分の良心で考える。②その結論を法律に基づいてうまく説明できるか考える。できるならばそれで判決を書く。③念のために、自分の法律論に反するような最高裁判例がないかを確認する。」（同書21ページ）と述べています。憲法の価値が体現された世の中のありようを念頭に、その実現のための手段として法を用いる、という思考過程は、弁護士時代に市民オンブズマン活動で実践したところと全く

同様であり、裁判官になっても全くぶれない竹内氏の姿勢を大変嬉しく思いました。のみならず、裁判官という仕事は、法を用いて世の中の理不尽さを正すという竹内氏の生き方に、まさに適合することを改めて認識しました。

- 5 この訴訟は、現職の裁判官が最高裁を訴えた、という点に大きな注目が集まっています。しかし、この本質は、竹内氏が現職の裁判官である点ではありません。憲法で保障される裁判官の報酬に、勤務地だけを理由として格差が儲けられているという現実に対して、この訴訟が提起されるまで、誰も声を上げようとしなかった、ということこそ注目されるべきことなのです。

この問題には、地方公共団体のサービスにも影響する地域手当の存在が背景にあります。そういう点では、審理を担当される裁判官のみならず、全ての市民について、共通の課題が提起されている訴訟なのです。

本件訴訟を、一裁判官の訴訟としてではなく、司法権のありかたや市民へのサービスにかかわる問題提起と位置づけて、十分な審理がなされることを期待し、私の意見とします。

以上